

白馬村行政公式ホームページへの広告掲載等に関する要領

〔平成19年12月27日〕
白馬村要領第8号

(趣旨)

第1条 この要領は、白馬村広報等有料広告掲載要綱に基づき、白馬村行政公式ホームページ(以下「ホームページ」という。)への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告主のホームページに移動することができる見出し画像(以下「広告」という。)の掲載位置は、ホームページのトップページとし、枠数は6枠とする。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦50ピクセル×横150ピクセル
- (2) 画像形式 GIF(アニメーションは除く)、JPEG
- (3) 容量 5KB以内

(広告の内容等)

第4条 広告のデザイン及び内容等は、ホームページのイメージを損なうことのないように調整し掲載するものとする。

2 広告のリンク先の内容を大幅に変更しようとするときは、変更する1週間前までに総務課に連絡しなければならない。

(広告掲載料)

第5条 広告の掲載料は、1枠月額10,000円とする。

(広告掲載の期間)

第6条 広告を掲載する期間は、月の初日から末日までの1月に基づく6ヶ月単位とする。ただし、更新は妨げない。

2 ホームページの維持管理等による公開停止の期間も、原則として掲載期間に含むものとする。

(協議)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。